

令和８年度第１回福岡市職員公務員倫理審査会 議事録要旨

１ 開催日時

令和８年８月２４日（月） １０時００分から１１時００分まで

２ 場所

福岡市役所 会議室

３ 出席委員（４人）

櫛田委員

坂口委員

本間委員

渡部委員

４ 事務局

総務企画局人事部服務課

５ 議事内容

〔議題〕

（１）贈与等報告書の審査について

（２）所得等報告書の審査について

（３）条例の運用状況の公表について

（４）利害関係者との飲食の指定及び届出について

〔報告〕

（１）令和７年度 職員の懲戒処分について

令和8年度第1回福岡市職員公務員倫理審査会

(令和8年8月24日開催)

議事録(要旨)

議題

(1) 贈与等報告書の審査について(事務局から説明)

○委員

供応接待により受けた贈与の価額がどのように算定されているのか。贈与等報告書上、算定根拠や推計の価額を書いているものもあれば、空欄のものもある。また、何百人と参加している会議で贈与等報告書に記載の価額の供応接待を本当に受けているのか。もしかしたら記載の価額に達していない会議もあるのではないかな。

○事務局

価額の算定については、福岡市職員だけでなく、他の一般参加者が負担している金額が明確に把握できる場合には、福岡市職員についても同額の供応接待を受けているものとして判断する。把握できない場合には、主催者へ問合せを行い、当該会場において参加人数分の料理を準備するために要した費用を確認した上で、その総額を人数で按分して算出する。そのため、贈与額が中途半端な金額となる場合がある。会議等に参加し、主催者から飲食の提供の準備がなされていれば、実際の飲食の有無にかかわらず、供応接待を受けたものとして、贈与等報告書の提出を求めている。

○委員

実際には飲食代のみを割り戻しているのか。

○事務局

そうである。

○委員

他に意見がなければ、本件については特に指摘すべき事項はないという結論でよいかな。

○委員一同
異議なし。

(2) 所得等報告書の審査について（事務局から説明）

○委員
意見がなければ、本件については特に指摘すべき事項はないという結論でよいか。

○委員一同
異議なし。

(3) 条例の運用状況の公表について（事務局から説明）

○委員
意見がなければ、本件については特に指摘すべき事項はないという結論でよいか。

○委員一同
異議なし。

(4) 利害関係者との飲食の指定及び届出の審査について（事務局から説明）

○委員
意見がなければ、本件については特に指摘すべき事項はないという結論でよいか。

○委員一同
異議なし。

報告

(1) 職員の懲戒処分について（事務局から説明）

○委員

福岡市特有の事情で飲酒の上で非違行為を行った場合は処分を加重するということを職員が認識していなければ、職員としては処分が重すぎるのではないかと受け止めてしまうように感じる。

○事務局

入庁時から継続的に周知を行っており、入庁式においても市長から、福岡市で飲酒運転をしたら、残り酒によるものや自転車によるものであっても懲戒免職となることを説明している。また、入庁当日の公務員倫理研修においても、同様の説明を行っているほか、年間を通じて定期的に研修を実施している。訴訟においても、福岡市が様々な取組みを行っていたにもかかわらず飲酒運転をしたということで、福岡市の主張が認められるケースもある。

○委員

今後も関係法令に基づき適切な対応をお願いしたい。